

第5講

条約改正と敗戦は、国民精神に何を与えたのか －実現しなかった“新”教育勅語－（2018 度第 4 問）

教育勅語は、1890 年に発布されたが、その後も時代の変化に応じて何度か新たな教育勅語が模索された。それに関する次の(1)・(2)の文章を読んで、下記の設問 A・B に答えなさい。

(1) 先帝(孝明天皇)が国を開き、朕が皇統を継ぎ、旧来の悪しき慣習を破り、知識を世界に求め、上下心を一つにして怠らない。ここに開国の国是が確立・一定して、動かすべからざるものとなった。(中略)条約改正の結果として、相手国の臣民が来て、我が統治の下に身を任せる時期もまた目前に迫ってきた。この時にあたり、我が臣民は、相手国の臣民に丁寧・親切に接し、はっきりと大国としての寛容の気風を發揮しなければならない。 『西園寺公望伝』別巻 2 (大意)

(2) 従来の教育勅語は、天地の公道を示されしものとして、決して謬りにはあらざるも、時勢の推移につれ、国民今後の精神生活の指針たるに適せざるものあるにつき、あらためて平和主義による新日本の建設の根幹となるべき、国民教育の新方針並びに国民の精神生活の新方向を明示し給うごとき詔書をたまわりたきこと。「教育勅語に関する意見」

設問

A (1) は、日清戦争後に西園寺公望文部大臣が記した勅語の草稿である。西園寺は、どのような状況を危惧し、それにどう対処しようとしたのか。3行(90字)以内で述べなさい。

B (2) は、1946年3月に来日した米国教育使節団に協力するため、日本政府が設けた教育関係者による委員会が準備した報告書である。しかし新たな勅語は実現することなく、1948年6月には国会で教育勅語の排除および失効確認の決議がなされた。そのようになったのはなぜか。日本国憲法との関連に留意しながら、3行(90字)以内で述べなさい。

解いてみましょう (第5講) Aについて

1 問われている (求められている) ことを確認する。

ア 西園寺公望が、

について書く。

イ 西園寺が、 について書く。

ウ 3行 (90字) 以内で書く。

2 資料(1)と教科書(実教『日本史B』)の内容とを照らし合わせる。

(1) 「先帝(孝明天皇)が国を開き、朕が皇統を継ぎ、旧来の悪しき慣習を破り、知識を世界に求め、上下心を一つにして怠らない。ここに開国の国是が確立・一定して、動かすべからざるものとなった」とあるのは



(2) 「条約改正の結果として、相手国の臣民が来て、我が統治の下に身を任せる時期もまた目前に迫ってきた」とある。条約改正によって、日清戦争後もたらされるものに関連する教科書のページと内容は、



3 与えられた資料と教科書の記述から作成した「東大チャート」を解く。

次のページに「東大チャート」があります。「問われている (求められている) ことを確認する」、「関連する教科書の内容」からの抜粋も記されています。

東大チャート「条約改正の成功で国民精神に求められたもの」(2018年度第4問設問A)

()へは、ほぼ抜き出して入れる。)へは、考えて「決めぜりふ」を入れる。

(1)-1 先帝(孝明天皇)が国を開き、朕が皇統を継ぎ、旧来の悪しき慣習を破り、知識を世界に求め、上下心を一つにして怠らない。ここに開国の国是が確立・一定して、動かすべからざるものとなった。

【教科書の記述】
3月には五箇条の誓文を公布して、公議世論の尊重や開国和親などの新政府の方針を示した。
史料の注③：旧来の陋習＝攘夷意識 (P. 227)

西園寺公望が
(7) **日清戦争後にどのような状況が起こることを危惧していたか**

(1)-2 条約改正の結果として、相手国の臣民が来て、我が統治の下に身を任せる時期もまた目前に迫ってきた。

【教科書の記述】
1894年、日清戦争の開戦の直前に日英通商航海条約の調印に成功した。その後、列国とも同様の条約をむすんだ。これにより日本は内地開放(内地雑居)を認める一方、領事裁判権の撤廃、最恵国待遇の双務化、関税率の一部引き上げを実現した。(P. 255)

(1)-3 この時にあたり、我が臣民は、相手国の臣民に丁寧・親切に接し、はっきりと大国としての寛容の気風を發揮しなければならぬ。

西園寺が
(4) **その状況にどのように対処しようとしたか**

孝明天皇の名で出された ①
に記されているように ② を
捨てて ③ に努めることは
 ④ であると ⑤ してい
る。
日清戦争の直前に ⑥
が締結され、 ⑦ に成功して、
 ⑧ が撤廃される代わりに
 ⑨ の ⑩ が認め
られることで、 ⑨ と ⑪
が接触する機会が増えることは確実であった。
 ⑨ に対して ⑪ は、
 ⑫ の国民としての ⑬ を
發揮する、すなわち ⑭ をす
るように求めている。

抜き出したものをまとめる

日清戦争の直前に ⑥ が締結され、⑦ に成功して、⑧ が撤廃される代わりに⑨ の⑩ が認められることで、⑪ と⑨ が接触する機会が増えることは確実であった。そのため②が高まり、⑨を⑮とする⑬が起こることが危惧された。

初登場。「決めぜりふ」を入れる

そこで、①を根拠に③は④であるとして、⑤として、⑪に⑫の国民としての⑭を求めた。



4 90字以内に要約する。

Blank box for summarization.

解いてみましょう（第5講）Bについて

1 問われている（求められている）ことを確認する。

ア

を書く。

イ

しながら書く。

ウ 3行（90字）以内で書く。

2 資料と教科書（実教『日本史B』）の内容とを照らし合わせる。

(1) 教育勅語に関する記述は

(2) 日本国憲法と関係のある教育に関する記述は



この問題は、教科書の要約で書けます。
7ページに、教科書の該当の部分を抜き出したもの（【解き方のヒント】のページ）
があります。



3 90字に要約する。

まとめ

五箇条の誓文に示された「公議世論の尊重」「開国和親」は、世界における「一等国」のあるべき姿、すなわち理想であり、明治日本の憧れ、目標でもあった。

西園寺公望は、外国人と接触する機会が増える日本人に対して、「日本は、もはやあの清国にも勝利した『一等国』なのだ」と訴え、『一等国』の国民らしい振る舞いを求めようとしたのである。

この『一等国の国民』という概念が、いかに当時の国民の心をくすぐるものであったかは、夏目漱石の作品のなかにもしばしば登場する。ただし、それは否定的に使われている。たとえば『三四郎』は、九州から東京帝国大学に入学するために上京する主人公三四郎が、列車の中で偶然知り合った中年男性に、次のように言われる場面から始まる。

「こんな顔をして、こんなに弱ってでは、いくら日露戦争に勝って、**一等国**になってもだめですね」

それから50年後、アジア・太平洋戦争で敗北した日本は、戦勝国として日本を占領したアメリカに協力するために、新たな天皇の勅語をもって対応しようとした。しかし、日本国憲法の精神に立脚した教育基本法が制定されたことで、それは実現しなかった。

実は、日本国憲法の土台となったGHQ案は、ニューディーラーと呼ばれたGHQの理想主義者たちが、アメリカ合衆国憲法に、世界の民主主義・理想主義を盛り込んで作成したものであった。そのアメリカ自身は、戦勝国であったこともあって改革の機会を逸し、南部の黒人のほとんどは、1960年代にキング牧師らによる公民権運動の成果が出るまで、事実上、選挙権など国民として与えられるべき権利を奪われていた。

開国和親も、「個人の尊厳を重んじる人間の育成をめざす」という教育理念も、ともに外国からもたらされた思想ではあった。しかし、日本史を振り返ってみると、

第5講のBの【解き方のヒント】

1 問われている（求められている）ことを確認する。

ア 戦後、新たな教育勅語が実現することなく、排除・失効となった理由

を書く。

イ 日本国憲法との関連に留意

しながら書く。

ウ 3行（90字）以内で書く。

2 資料と教科書（実教『日本史B』）の内容とを照らし合わせる。

(1) 教育勅語に関する記述は

269 ページの 12 行目～15 行目



学制における啓蒙主義的な教育目標も国家主義重視へとかわり、1890年には忠君愛国思想を説く教育勅語が出された。教育勅語は、国民教育の大原則となったのみでなく、思想や宗教の自由も制約するものとなった。

(2) 日本国憲法と関係のある教育に関する記述は

328 ページの 17 行目～21 行目



1946年に来日したアメリカ教育使節団の勧告を受け、翌年、教育基本法・学校教育法が制定された。教育基本法は、教育勅語にかわり、日本国憲法の精神に立脚して「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成」をめざす教育の理念を示し、他の教育法令の根拠法となった。